

業務委託随意契約結果(特名随意契約)

大阪市立住吉市民病院

No.	案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	ドライビュープリンター保守点検業務	機器保守	ケアストリームヘルス(株)	1,232,700	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
2	全身麻酔装置並びに小児用人工呼吸器定期点検業務	機器保守	ドレーゲル・メディカルジャパン(株)	1,625,400	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
3	病院情報システム維持運用管理業務	情報処理	(株)CSK	10,773,000	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
4	MRI装置保守点検業務	機器保守	GEヘルスケア・ジャパン(株)	9,345,000	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	

上記結果は、2名以上の者から見積書を徴する方式(いわゆる比較見積)によらない場合です。

特名理由書

1 案件名称

ドライビュープリンタ保守点検業務

2 契約の相手方

ケアストリームヘルス株式会社

3 随意契約理由

ドライビュープリンタは、院内のMRI装置及びCT装置の画像ネットワーク内に保存されている画像をフィルムにプリントするための処理装置として設置されている。

この装置は複数の画像診断装置の画像を同時に大量処理する機能を持っているが、それぞれの画像診断装置と同機との間でコンピュータ上の通信ができるよう配置されており、故障等が発生するとたちまち診療に支障をきたすことになる。また、この機器は「特定保守管理機器」に指定されており、保守点検、修理その他管理に専門的な知識及び技能が必要とされている。

一方、ケアストリームヘルス株式会社は、同機の製造メーカーである米イーストマンコダック社から独立したケアストリーム社の日本法人であり、ケアストリーム社は2007年にイーストマンコダック社から機器等を買取り製造も行っており、国内でコダック社製、ケアストリーム社製の機器等の保守点検、障害発生時の速やかかつ適切な処置を行なえる業者はケアストリーム社の日本法人であるケアストリーム株式会社のみであり、特名随意契約を行なう。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号

5 担当部署

大阪市立住吉市民病院管理課（電話番号 06-6681-9984）

特名理由書

1 案件名称

全身麻酔器並びに小児用人工呼吸器保守点検業務

2 契約の相手方

ドレーゲル・メディカルジャパン株式会社

3 随意契約理由

全身麻酔装置並びに小児用人工呼吸器は高機能、高性能の機器で保守点検業務を行なううえで専門的な知識が必要で、製造メーカー以外の人間が扱うことは殆ど不可能であるとともに、装置の性能・機能を維持するために部品の交換は不可欠であり、これら部品についてもメーカー指定品での交換でしか機能維持できないものが殆どである。また、実際の業務についても製造メーカーでの研修や講習を受講しているものでなければ保守管理や緊急時の対応に関して責任ある実施は不可能である。また、製造メーカーからも保守点検等について独占保守証明書も提出されている。以上のことを考慮しドレーゲル社製の医療機器の保守点検についてはドレーゲル・メディカルジャパン株式会社以外にないので特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市立住吉市民病院管理課（電話番号 06-6681-9984）

特名理由書

1 案件名称

病院情報システム維持運営管理業務

2 契約の相手方

株式会社CSK

3 随意契約理由

医事業務のうち、医事会計業務と病院情報システム担当業務が委託化された。医事会計業務や窓口業務は医事関連業務受託事業者が、病院情報システムの運用管理は(株)CSK が業務を行う（病院局にて3病院一括契約）。また、従来から当院の特性上病院情報システムをトータル的に維持運営管理（今回当院にて契約実施分）する業務（各種マスタ作成・入力・修正からテスト実施、マニュアル作成まで一貫した管理）が必要である。

当院のシステムは、医師や看護職員が診療情報を端末から入力すると、それらの情報はネットワークを通じて各部門のコンピュータシステムに伝達され、各種検査や調剤、帳票作成や医事会計処理等に利用されている。このような医療形態を大きく支えるシステム的なバックボーンとして、病院情報システムが構築され、そこに各部門のシステムを有機的に結合し、円滑な情報処理を図っている。システムの性格は、検査結果・投薬・検体検査・次回診療予約の各種オーダ等、運営管理上非常に重要な内容であり、システム障害は許されない。また、365日24時間稼働させており、障害が発生したときは、即時に対応し、復旧させなくてはならず、システムの円滑な運用、安全かつ適正な管理が大前提となる。

そのためには、絶えず機器・環境・システム構成・人的要因を分析し、障害や性能劣化への対策も日常的に講じておく必要があり、病院情報システム運用管理業務（3病院一括契約分）とも密接な関連があり、絶えず相互間で調整が必要な一体的業務であることから、運用管理業務を受託する(株)CSK と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号

5 担当部署

大阪市立住吉市民病院管理課（電話番号 06-6681-9984）

特名理由書

1 案件名称

MR I 装置保守点検業務

2 契約の相手方

GEヘルスケア・ジャパン株式会社大阪支店

3 随意契約理由

MR I 装置は高機能の医療用機器で保守点検を行なううえで専門的な知識が必要で、製造メーカー以外の者が扱うことは殆ど不可能であり、装置の性能・機能を維持するために部品の交換は不可欠であり、これら部品についても特殊なものが多くメーカー指定品での交換でしか機能維持できないものが殆どである。また、実際の業務について製造メーカーでの研修や講習を受講しているものでなければ保守管理や緊急時の対応に関して責任を負うことは不可能である。これらのことから当機器の保守点検業務を確実にこなせるのは上記業者以外にないので特名随意契約での契約締結を行う。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市立住吉市民病院管理課（電話番号 06-6681-9984）